社会福祉法人友愛会役員等報酬規程

(目的)

第1条この規程は、社会福祉法人友愛会(以下「当法人」という)定款第9条および第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等]とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

- 第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。
- (1)常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2)非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。 (常勤役員等の報酬等の算定方法)
- 第3条常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1)報酬については、別表第1に定める額
 - (2)賞与については、別表第2に定める額
 - (3)退職手当については、別表第3に定める額
 - (4)通勤手当については、職員給与規定第22条の規定に準ずる額
- (非常勤役員等の報酬等の算定方法)
- 第 4 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1)報酬については、別表第4に定める額
 - (2)非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。
 - (当法人職員給与との併給)
 - 第 5 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第 5 の定めによるものとする。

(役員報酬の総額)

- 第6条 当法人の理事の報酬総額は、年間1.000万円以内とする。
- 2 この法人の監事の報酬総額は、年間40万円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める 時期とする。

- (1)報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第7条に準じた日とする。
- (2)賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3)退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立 替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(退任慰労金)

第9条 理事、監事、評議員が退任する際、退任慰労金を支給することができる。

(金額の算定)

- 第10条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間を乗じて算出した金額とする。
 - (1) 理事長•業務執行理事

在任期間1任期2年につき 30,000円

(2) 理事、監事

在任期間1任期2年につき 20,000円

(3) 評議員

在任期間1任期4年につき 40,000円

2 在任期間の計算は、平成8年11月1日以降の役員就任日を起算として1任期に満たない期間は、退任慰労金を任期年数で除して在任期年数に応じた金額とする。

ただし、令和元年10月1日以降に在任している役員等に該当する。

(支給の方法)

第11条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、金融機関の口座に振り込む方法により 支払う。

(退任後の任用及び報酬)

第12条 常任理事は退任後理事会が必要と認めたときは労働者として業務に従事することはできる。報酬は、月給制とし金額については理事会の承認を得る。雇用形態は就業規則第3条(3)に定める嘱託職員とする。

(定年等)

第13条 前項の嘱託職員の定年は、退任・解任後の当該年度末日(3月31日)もって退職とし再任 はないものとする。

(控 除)

第14条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

(端数の処理)

- 第15条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1)50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2)50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第16条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬 等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第17条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 18 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- この規程は、平成30年4月1日より施行する。
- この規程は、令和元年11月1日より施行する。
- この規程は、令和3年7月1日より施行する。
- この規程は、令和4年4月1日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額	備考
理事長	年額 当年度事業活動収入額の 1.0%以内の額	
業務執行理事	勤務日が1週間当たり 40 時間 月額 264,000 円	
	勤務日が 1 週間当たり 32 時間 月額 211,200 円	
	勤務日が1週間当たり 24 時間 月額 158,400 円	

諸手当は職員給与規定に準ずる。

別表 2(常勤役員等の賞与)

6月賞与	職員給与規定に準ずる
12 月賞与	城兵相 <i>子が</i> 足に牛する

別表 3 (常勤役員等の退職金算定式)

一般社団法人埼玉県福祉事業共助会の規定による退職金を支給する。

別表 4(非常勤役員等の報酬)

(1)評議員

区分	日額	備考
評議員会への出席	10,000 円(所得税源泉徴収後の額)	
上記の他、法人の依頼による 業務のための出勤	10,000 円(所得税源泉徴収後の額)	

(2)理事

区分	日 額	備考
理事会等会議への出席	10,000円(所得税源泉徴収後の額)	
上記の他、法人の依頼による 業務のための出勤	10,000 円(所得税源泉徴収後の額)	

(3)監事

区 分	日額	備考
監事監査等への出席	10,000 円(所得税源泉徴収後の額)	
上記の他、法人の依頼による 業務のための出勤	10,000 円(所得税源泉徴収後の額)	

別表5 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。